

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
阿賀野市
- 2 構造改革特別区域の名称
阿賀野市保育園看護師配置補助要件緩和事業特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
阿賀野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

阿賀野市は、新潟平野の北東に位置し、南側に大河「阿賀野川」が流れ、東側に標高1,000m級の山々が連なる「五頭連峰」を背景にして形成された扇状地に6,500ha余りの水田が広がる県内有数の穀倉地帯である。

日本海側初の政令指定都市“県都新潟市”の中心部（中央区）から南東へ約20km、東は東蒲原郡阿賀町（旧三川村）、西は新潟市江南区（旧横越村）北区（旧豊栄市）、南は新潟市秋葉区（旧新津市）五泉市、北は新発田市にそれぞれ接している。

磐越自動車道と国道49号線が東西に、国道460号線と290号線・JR羽越本線が南北に走り、県都新潟市に近接した自然環境豊かな地域である。平成16年4月1日に、2町2村（安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村）の新設対等合併により誕生し、阿賀野市は新潟県内で21番目の市となった。

本市が位置する広大な蒲原平野は県立自然公園五頭連峰を背に、白鳥渡来地・瓢湖、県内最古の温泉・五頭温泉郷、そして母なる大河阿賀野川などの豊かな「自然」また、明治初期に水原県庁が置かれ、商業・交通の要衝として栄えた「歴史」もあり、「文化」面では、世界の児童書が揃う図書館など、自然・歴史・文化が調和した“まち”である。

さらに、かつて天領として栄えた広大な優良農地や未来の発展を秘めた阿賀野テクノタウン（新潟県東部産業団地）など産業基盤にも恵まれている。

21世紀の阿賀野市の“まちづくり”は、これらの資源を生かし、人・物・情報を吸引し、発信するとともに「ゆとり」や「うるおい」を享受でき、心が休まり「癒し」が感じられ、「憩える」まちを目指している。

本市の人口は僅かながら増え続けていたが、平成7年を頂点として減少に転じ、平成24年4月1日現在で45,680人となっている。特に、年少人口（0～14歳）は大きく減少し続け、総人口に占める割合も平成21年には全国の割合をも下回っており、急速なペースで少子化が進行している。

一般世帯数は平成2年以降増加傾向にあり、平成22年には13,149世帯となっている。

一方、1世帯あたり人員は減少し続けており、平成17年には3.7人まで減少している。全国（2.6人）や県と比較すると高い値となっているものの、子どものいる世帯数は減少傾向にあり、平成12年から17年の5年間で18歳未満親族がいる世帯が558世帯、6歳未満親族がいる世帯が216世帯減っている。その中で核家族世帯が占める割合が増えてきており、特にひとり親世帯については世帯数自体が増加してきている。

近年の急速な少子化、核家族化の進行やその背景にあるライフスタイルや価値観の多様化は、子どもや家庭を取り巻く環境に大きな変化をもたらしている。こうした急速な少子化の流れを変え、また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立した。本市ではこの法律に基づき、平成17年度から「阿賀野市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、家庭や地域住民、企業、サービス提供事業者、そして行政が連携し、安心して子どもを産むことができ、そして子どもが健やかに育つことができる社会を目指してきた。

次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのアンケート調査では子育てに関して「とても不安や負担を感じる」と回答した保護者の割合は就学前で11%、小学生で14%となっており、「やや感じる」を合わせると、ともに5割を超えている。特に核家族化や近隣関係の希薄化等を背景に、子育ての「孤立化」が社会問題となっている。

これは子育てを地域全体で見守ることの重要性を物語っており、地域住民ひとりひとりが現状を真剣に受け止め、支えていく“地域力”が必要である。

本市の保育園入園児童数については、少子化に伴い入所者数が定員数を下回り、待機児童数がここ数年間なくなっている一方、多様なニーズへの対応が求められている。特に「病児・病後児保育」に対するニーズは高く、公立の病後児施設が9月に開所した。

また、0歳時からの低年齢児保育の希望者が増加しており、未満児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育などを実施し子育て支援を行っている。しかし、なかでも低年齢児の預かりについては、保育ニーズが高まる一方、これらの保育の提供にあたっての鍵となる看護師又は保健師（以下「看護師等」という。）を配置している保育園が平成23年4月現在14施設中、3施設、全体の22%と少ない状況となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

就労環境の多様化、子育て世代の生活環境の変化の影響を一番受けるのは子どもたちである。保育園では0歳児からの低年齢児の預かりに関して希望者が増加しており、今や親の多様な就労環境に子どもたちが生活リズムを合わせざるを得ない状況である。

そのため、保育園ではより一層質が高くきめ細やかな保育サービスに対する取り組みが必要となってきている。その需要に応えることが早急に必要であり、それが今取り組むべき子育て支援のひとつである。

本特例措置の活用により、現状、14施設中3施設（22%）に止まっている保育所への

看護師等の配置を促進し、専門知識を取り入れた質の高い保育の提供により園児の健康管理や保護者に対する保健指導を充実させ、子育て中の家庭を含め、子どもの健やかな成長のための施策を推進できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 0歳児を預かる保育園への看護師等配置を促進することにより、専門的な視点で子どもの発育・発達・健康状態の把握を行うとともに、子どもや職員、家庭への保健・衛生指導の充実を図る。
- ② 入園児童の急な負傷や体調の急変、アレルギー児・障がい児・特別な支援を要する児童等への対応の充実を図る。
- ③ 衛生指導の徹底やインフルエンザ、感染症胃腸炎等の感染症の予防指導を適時に実施し感染症予防の充実を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 保育所への看護師等の配置が促進されることで、健康管理面で特に配慮が必要な乳児を安心して保育所に預けることができ、専門的な視点で対応できる環境が進むこととなり、子育て支援・仕事と家庭の両立支援が充実する。
- ② 看護師等の安定的な雇用の場が拡大し、雇用創出による地域経済の活性化が期待される。
- ③ 専門知識を持つ看護師等と保育士、保護者が連携し、インフルエンザ、感染症胃腸炎等の感染症の予防指導を適時に実施することが可能となり保健衛生環境の向上及び感染症の拡大防止を図ることができる。

8 特定事業の名称

936 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

別紙

1 特定事業の名称

9 3 6 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

阿賀野市内の保育園及び今後設置予定の保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

阿賀野市内において、乳児を4人以上6人未満入園させている保育園について、雇用している看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなし、保育を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置の適用の意向を示す保育園（平成25年4月1日の段階で予定しているのは分田保育園）については、定期的に行われる保育園長会議（市内私立保育園で構成）において都度、意向確認することとする。

適用に当たっては各保育園における受け入れ乳児数及び看護師等の配置状況を書面にて確認した上で、適用することとする。

また、看護師等が円滑に保育園での業務を遂行できるよう当該会議にて、随時、聞き取りを行い、県保育士会主催の研修への参加を呼び掛け、保育の質の維持及び向上を図ることとする。